

【 別 紙 】

介護予防訪問介護費等における月額報酬の日割り計算のまとめ

平成 25 年 4 月 1 日
交野市地域包括支援センター

1. 原則

- ①介護予防訪問介護費（予防ヘルプ）・介護予防通所介護費（予防デイ）・介護予防通所リハビリテーション費（予防デイケア）は月額定額であり、原則として日割り計算を行わない。
- ②日割り計算を行う場合は、「実際にサービスを行った回数」ではなく、「期間」で日割りを行う。
- ③加算部分の日割りは行わない。
- ④要支援度の変更等で日割りとなった場合でも、変更の前後でサービスの利用の無かった期間については算定しない（平成 20 年 4 月 21 日発出 国 Q & A 問 23 より）。
（例：要支援 1 で予防サービス利用中に医療機関に入院し、同月中に区分変更をして要支援 2 となった場合…入院期間中を含め区分変更の前日までは要支援 1 として日割りするが、要支援 2 の期間はサービス利用がないため算定しない。）
※要支援から要介護に区分変更があった場合で、要介護の期間中の介護サービスの利用がない場合の給付管理は、地域包括支援センターで行うこととされているので、注意すること（国保連確認済）。

2. 月額定額報酬の日割り請求にかかる運用について

対象事由と起算日は以下のとおり。

月額報酬対象サービス	事由		起算日
介護予防訪問介護 介護予防通所介護 介護予防通所リハ （介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型を含む）	開始	・ 区分変更（要支援 1⇔要支援 2）	変更日
		・ 区分変更（要介護→要支援） ・ サービス事業所の変更（同一保険者内のみ） ・ 事業所指定効力停止の解除	契約日
	終了	・ 区分変更（要支援 1⇔要支援 2）	変更日※
		・ 区分変更（要支援→要介護） ・ サービス事業所の変更（同一保険者内のみ） ・ 事業所指定有効期間満了 ・ 事業所指定効力停止の開始	契約解除日※ （満了日） （開始日）

※引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

○加算（月額）部分に対する日割り計算は行わない。

○公費の適用期間は、公費適用の有効期間の開始日から終了日までの算定対象となる。

以上